へ　定期的な評価手続において、流行に左右されやすい特性を有する資産については、物理的な耐用年数の低下又は劣化のみならず、流行の変化又は旧式化に伴う資産価値の低下を考慮した下方修正が行われるように、特に注意が払われていること。

ト　原材料、仕掛品、完成品、自動車ディーラーの在庫品その他の在庫品又は機械設備を担保とする場合は、定期的な評価手続において、担保の実地調査が行われていること。

5　前三項の規定により一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、任意に分割した被担保債権の価額ごとに一の信用リスク削減手法のみを勘案することができる。

（事業法人等向けエクスポージャーのEAD）

第百三十四条　事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目のEADは、当該エクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスカウントで購入した場合の当該ディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額とする。

2　前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社は、第五十九条、第六十七条から第八十八条まで、第九十三条、第百四条及び第百六条から第百八条までの規定を準用し、次の各号に掲げる信用リスク削減手法の効果をEADで勘案することができる。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

一　法的に有効な相対ネッティング契約（レポ形式の取引に限る。）

二　貸出金と預金の相殺

3　先進的内部格付手法採用最終指定親会社が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の推計値を乗じた額をいう。ただし、基礎的内部格付手法採用最終指定親会社において百パーセントの掛目が適用される場合は、掛目として百パーセントを乗じた額をいう。

4　基礎的内部格付手法採用最終指定親会社が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第四十五条第一項又は第二項の表に掲げる掛目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、適用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。

一　コミットメント、NIFs（Note Issuance Facilities）及びRUFs（Revolving Underwriting Facilities）の掛目は七十五パーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零パーセントとする。

二　任意の時期に無条件で取消し可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用供与枠の未引出額の掛目は、零パーセントとする。

5　第四十六条から第五十四条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

（マチュリティ）

第百三十五条　事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、次に掲げる算式により算出された実効マチュリティとする。ただし、一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。

実効マチュリティ（M）$=\sum_t \times CF_t / \sum CF_t$

CF_tは、期間tにおいて債務者が債権者に契約上支払いうるキャッシュ・フロー

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、契約上の支払債務の実効マチュリティを算出することができない場合は、前項の算式に代えて、契約上定められた当該エクスポージャーの残存期間その他の保守的な値を用いることができる。

3　第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリティは、一日以上の実効マチュリティを用いるものとする。

一　レポ形式の取引（同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たすものに限る。）、コール取引その他の短期金融市場取引によるエクスポージャー

二　次に掲げるすべての要件を満たすその他資本市場取引によるエクスポージャー

イ　担保による十分な保全が継続されること。

ロ　毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。

ハ　相手方の期限の利益喪失時又は担保額調整に係る義務が履行されない場合に担保の速やかな処分又は相殺が可能であること。

三　短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

四　有価証券等又は資金を決済するための取引（派生商品取引を除く。）によるエクスポージャー

4　派生商品取引又は前項各号に掲げるエクスポージャーに係る取引であって、法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるものについては、第一項に定める実効マチュリティの算出に当たって、当該取引に係る想定元本額その他の名目額で加重平均したマチュリティを用いるものとする。

5　前項の規定にかかわらず、第三項各号に掲げるエクスポージャーに係る取引のうち法的に有効な相対ネッティング契約の適用を受けるもののマチュリティは、第七十六条第二項第一号に規定する最低保有期間（当該相対ネッティング契約の適用対象に複数の最低保有期間に該当する取引を含む場合には、そのうち最も長い最低保有期間）を下限とする。ただし、同号に定めのない場合には五日を下限とする。

6　前条第五項の規定により内部格付手法採用最終指定親会社が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第四十九条から第五十四条までの規定を準用する場合には、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる実効EE_{tk}は第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合には一年とし、五年を超える場合には五年とする。

一　実効マチュリティ（M）$=\dfrac{\sum_{k=1}^{n} \text{実効}EE_{tk} \times \Delta t_k \times df_k + \sum_{k=n+1}^{n} EE_{tk} \times \Delta t_k \times df_k}{\sum_{k=1}^{n} \text{実効}EE_{tk} \times \Delta t_k \times df_k}$

Δt_kは、$t_k - t_{k-1}$

df_kは、将来の期間t_kにわたるリスクフリー・レートによる割引率

EE_{tk}は、将来の時点t_kにおける期待エクスポージャー（EE_0はカレント・エクスポージャーとする。）

mは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をt_mとしたときのm

nは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、満期の時点を超えない最後の時点をt_nとしたときのn

二　実効EE_{tk}=max（実効EE_{tk-1}、EE_{tk}）

実効EE_0は、カレント・エクスポージャー

7　前項の規定にかかわらず、ネッティング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満であり、かつ、すべての取引が第三項各号に掲げるエクスポージャーに係る取引である場合には、当該ネッティング・セットを一のエクスポージャーとみなして、第一項から第五項までの規定を適用する。